

国境警備法案

【領域等の警備に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

政府は、平成 27 年 5 月の閣議決定において、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン事態）が発生した場合に、自衛隊が迅速に出動できるよう電話等により閣議決定を行うこととしたが、警察機関による対応と自衛隊による対応を「切れ目なく」するためには、このような運用の変更では不十分である。

→ 警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるように新法を制定する必要がある。

警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、国民の安全を確保することとする。

【基本原則】①領域等（領海・離島等）の警備は警察機関による対処を原則とし、②警察機関、自衛隊その他の関係行政機関の連携を強化し、③事態の緊迫を回避し、④国際法を遵守すること

領域警備基本方針の策定※領域警備区域の指定基準等につき国会承認

領域警備区域

領域警備区域の指定※閣議決定

▶ 治安出動・海上警備行動等の下令の迅速化
(個別の閣議決定不要)

領域警備区域内外を問わず実施

- ・ 海上警備準備行動※国土交通大臣の要請が必要
- ・ 警戒監視の措置
- ・ 海上保安庁への通報制度

その他

- ・ 自衛隊・警察機関・関係行政機関の連携強化
→ 領域警備事態連絡調整会議を NSC に設置
- ・ 海上連絡メカニズム構築 等